千葉市新生児聴覚検査実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新生児に対し新生児聴覚検査(以下「検査」という。)を実施することにより、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を促進し、子どもの健全な発達及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 検査の実施主体は千葉市とする。

(実施機関)

第3条 検査の実施機関は、市長の委託を受けた医療機関(以下「検査委託医療機関」 という。)とする。

(対象者)

第4条 検査の対象者は、検査実施当日に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号) に基づき千葉市の住民基本台帳に記録されている妊婦が出産した生後50日以内の 児、又は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)に基づき千葉市の住民基本台 帳に記録されている生後50日以内の児とする。

(受診票の交付)

- 第5条 市長は、母子保健法(昭和40年法律第141号)第15条の規定による妊娠の届出を受理したときは、母子健康手帳の交付に併せて、新生児聴覚スクリーニング検査受診票(様式第1号、以下「受診票」という。)を交付するものとし、交付方法については、千葉市母子健康手帳取扱要領第3条の規定を準用する。
- 2 市長は、転入者が検査の対象であることを確認した場合、又は受診票をき損等した 者から受診票の再交付の申し出があった場合には、千葉市母子健康手帳取扱要領第3 条の規定を準用し、受診票を交付するものとする。

(検査の実施方法及び結果の記載)

- 第6条 検査は検査委託医療機関において受検する。
- 2 対象者の保護者は、検査委託医療機関に受診票を提出するものとする。
- 3 検査委託医療機関は、自動聴性脳幹反応検査(自動ABR)、聴性脳幹反応検査(ABR)、耳音響放射検査(OAE)のいずれかによる検査を実施するものとする。
- 4 検査委託医療機関は、検査の結果を受診票に記載するものとする。 (検査費用の公費負担)
- 第7条 市長は、前条第3項に定める検査のうち、初めて受けた検査(初回検査)に要した費用について、対象者1人につき3,000円を公費負担するものとする。ただし、保険診療により実施した検査は、公費負担の対象外とする。

(費用の請求および支払い)

第8条 検査委託医療機関は、実施した検査にかかる費用(以下「検査費用」という。)

を請求するときは、検査結果を記載した受診票(請求用)を各月分とりまとめ、市長が審査及び支払に係る事務を委託した機関(以下「審査支払委託機関」という。)が定める送付票に添付して、翌月10日(土日祝日の場合はその前日)までに審査支払委託機関に提出するものとする。

- 2 審査支払委託機関は、検査委託医療機関から前項の規定により受診票(請求用)の 提出があったときは、その内容を審査し、各検査委託医療機関からの請求額の合計を 記載した請求書並びに検査委託医療機関ごとの各受診票取り扱い枚数及び請求額を 記載した請求内訳書を作成の上、これを添えて市長に送付するものとする。
- 3 市長は、審査支払委託機関から前項の規定により検査費用の請求に係る書類の送付 があったときは、その内容を審査し、審査支払委託機関へ検査費用を支払うものとす る。
- 4 審査支払委託機関は、市長から検査費用の支払いがあったときは、第2項の規定により作成した請求内訳書に基づいて、検査委託医療機関から送付票を受理した月の翌月の20日(土日祝日の場合はその前日)までに指定金融機関を通じて検査委託医療機関に支払うものとする。
- 5 検査費用の審査及び支払いに関する事務の委託については、別に定める。 (事後指導等)
- 第9条 検査委託医療機関は、検査の結果に基づき保護者へ適切な指導を行うとともに、 検査の結果及び指導事項等を保護者へ説明し、保護者の同意の上、母子健康手帳へ記 入するものとする。
- 2 検査委託医療機関は、検査の結果が「要再検(リファー)」又は「難聴あるいは難 聴疑い」であった児について、必要な支援が早期に受けられるよう、検査結果を速や かに千葉市へ連絡するものとする。
- 3 市長は、検査委託医療機関からの連絡に基づき、指導を要する児については、必要 に応じて訪問指導等事後指導の徹底を図るものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、施行日以降に出生した児へ実施した検査について適用する。